

北上市告示甲第5号

北上市在宅高齢者への介護サービス継続支援金、在宅障がい者への障がい福祉サービス継続支援金等交付要綱（令和4年北上市告示甲第7号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日以後に提供を行った介護保険サービス又は福祉サービスに係る支援金から適用する。

令和5年2月22日

北上市長 高橋敏彦

北上市在宅高齢者への介護サービス継続支援金、在宅障がい者への障がい福祉サービス継続支援金等交付要綱

（目的）

第1 この告示は、同居家族又は本人が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の陽性者又は濃厚接触者等（以下「陽性者等」という。）となった在宅高齢者又は在宅障がい者に介護保険サービス又は障がい福祉サービスの提供を行う事業者に対して、予算の範囲内で支援金を交付することにより、事業者の負担を軽減するとともに、高齢者及び障がい者の在宅生活を維持することを目的とする。

（定義）

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅高齢者 高齢者施設等に入所せず自宅で生活している者（高齢者施設等に入所している者で一時的に自宅に外泊している者を含む。）であって、65歳以上の者（老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認められた40歳から64歳までの者を含む。）であるものをいう。
- (2) 在宅障がい者 障害者支援施設等に入所せず自宅で生活している者（障害者支援施設等に入所している者で一時帰宅している者を含む。）であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号）第4条第1項に定める障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児であるものをいう。
- (3) 濃厚接触者等 新型コロナウイルス感染症患者と感染可能期間中に接触があり、保健所が感染の可能性が疑われる者と判断し、経過観察を行っている者等をいう。

(交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内で介護サービス事業所又は障がい福祉サービス事業所を運営し、次に掲げる者に対し、次の表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の右欄に定める支援対象介護サービス又は障がい福祉サービスを実施する事業者とする。

- (1) 同居家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者等となった在宅高齢者又は在宅障がい者
- (2) 本人が新型コロナウイルス感染症の陽性者等となり、在宅で療養する独居の在宅高齢者又は在宅障がい者

介護サービス継続支援金	訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護その他在宅生活維持に必要な介護サービス（ただし、新規利用者等へのケアプランの作成または変更を行うものを除く。）として市長が認めるもの
ケアマネジメント支援金	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントその他在宅生活維持に必要な介護サービス（ただし、新規利用者等へのケアプランの作成（変更を含む。）を行うものに限る。）として市長が認めるもの
障がい福祉サービス継続支援金	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス、その他在宅生活維持に必要なサービス（ただし、新規利用者等へのサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更を行うものを除く。）として市長が認めるもの
サービス等利用計画等支援金	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画その他在宅生活維持に必要なサービス（ただし、新規利用者等へのサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成（変更を含む。）を行うものに限る。）として市長が認めるもの

(支援金の額)

第4 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス継続支援金 固定額150,000円に、訪問での介護サービスの提供1回につき加算額9,000円を加算した額。ただし、固定額は1事業所につき1回のみでの交付とし、加算額は、濃厚接触者1人につき1日3回までを上限とする。

- (2) ケアマネジメント支援金 ケアプランの作成1件につき20,000円
- (3) 障がい福祉サービス継続支援金 固定額150,000円に、訪問での障がい福祉サービスの提供1回につき加算額9,000円を加算した額。ただし、固定額は1事業所につき1回のみでの交付とし、加算額は、濃厚接触者1人につき1日3回までを上限とする。
- (4) サービス等利用計画等支援金 サービス等利用支援計画又は障害児支援利用計画の作成1件につき20,000円

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に定める固定額及び同項第3号に定める固定額は、重複して交付を受けることができない。

3 支援金の額の算定の基礎となる介護サービス又は障がい福祉サービスの提供期間は、令和4年2月1日から令和5年3月31日までとする。

(事前協議等)

第5 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、介護サービス又は障がい福祉サービスの提供前に、介護支援専門員又は相談支援専門員及び市長と介護サービス又は障がい福祉サービスの内容について協議し、当該在宅高齢者又は当該在宅障がい者の在宅生活の維持に必要な最低限の介護サービス又は障がい福祉サービスを提供するものとする。

(交付申請等)

第6 申請者は、在宅高齢者又は在宅障がい者の介護サービス又は障がい福祉サービスの提供が終了したときは、必要書類を添えて、北上市在宅高齢者への介護サービス（在宅障がい者への障がい福祉サービス）継続支援金等交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、令和5年3月31日とする。

(交付決定等)

第7 市長は、第6に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市在宅高齢者への介護サービス（在宅障がい者への障がい福祉サービス）継続支援金等交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から支援金の請求があったものとみなして、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を求めることができる。

(立入検査等)

第9 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請

者に報告させ、又は当該職員に支援金の交付の対象となる物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

所在地
法人名
代表者職氏名

北上市在宅高齢者への介護サービス（在宅障がい者への障がい福祉サービス）継続支援金等交付申請書兼請求書

北上市在宅高齢者への介護サービス（在宅障がい者への障がい福祉サービス）継続支援金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり請求します。

実施事業所名	
サービス対象者氏名	
サービス種別	
申請金額	円
(内 訳)	
(1) 介護サービス継続支援金	円
(2) ケアマネジメント支援金	円
(3) 障がい福祉サービス継続支援金	円
(4) サービス等利用計画支援金	円
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルスに関する報告書 2 実施報告書 3 アセスメント表 4 ケアプラン又はサービス等利用計画若しくは障害児支援利用計画の写し 5 支援経過記録 6 実績入力後のサービス利用票 7 実績入力後のサービス提供票 8 サービス提供記録の写し 9 介護サービス又は障がい福祉サービス給付費明細書、その他請求金額が分かるもの 10 支援金の振込先が分かるもの <p>※7, 8, 9は(1)又は(3)の場合のみ</p>

様式第2号（第7関係）

北上市指令第 号

住 所
法 人 名
代表者職氏名

北上市在宅高齢者への介護サービス（在宅障がい者への
障がい福祉サービス）継続支援金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった北上市在宅高齢者への介護サービス
（在宅障がい者への障がい福祉サービス）継続支援金等について、北上市在宅高齢者
への介護サービス継続支援金、在宅障がい者への障がい福祉サービス継続支援金等交
付要綱第7の規定により、支援金 円を交付することに決定したので、通
知します。

年 月 日

北上市長

